

Client Alert

21 August 2023

本アラートに
関するお問い合わせ先:



井上 朗
パートナー
03 6271 9463
akira.inoue@bakermckenzie.com



増本 充香
カウンセラー
03 6271 9534
mika.masumoto@bakermckenzie.com



佃 浩介
アソシエイト
03 6271 9510
kosuke.tsukuda@bakermckenzie.com

EUにおける消費者代表訴訟

1. はじめに

2023年6月25日から、欧州連合（「EU」）加盟各国において、消費者の集団的利益の保護のための代表訴訟及び指令2009/22/ECの廃止に関する欧州議会及び理事会の指令（Directive 2020/1828/EU、以下「代表訴訟指令」¹）に基づき立法された国内法の実施措置が取られている。

代表訴訟指令は、EUの一部加盟国で認められていた集団訴訟制度について、EU加盟国内で統一した最低限の制度の構築を求めるものであり、EU加盟国に対し、認定された適格団体が、消費者を代表して事業者に対し、差止措置や賠償等の被害回復措置を求める代表訴訟を提起することができる制度の整備を義務付けている。

代表訴訟指令の実施により、EU加盟国内で、消費者団体等による訴訟提起が一層加速化することが予想される。代表訴訟指令は、あくまで最低限の水準を示すものであり、また、各加盟国に一定の裁量が認められているため、各加盟国の制度はその国内法により様々ではあるものの、各加盟国の制度の基礎となる代表訴訟指令の概要を理解しておくことは、EU内の消費者向けに製品やサービスを提供する日本企業にとって非常に有益であると思われるため、以下概要を解説する。

2. 代表訴訟指令の制定経緯

以前のアラートにて紹介したとおり、欧州委員会は、2018年4月11日、EU全体の侵害リスクの増大によるEU消費者法の執行の強化と市場の発展による消費者保護ルールの現代化を目的として、「消費者のためのニューディール（New Deal for Consumer）」と題する政策文書を採択し、その一環として、消費者の集団的利益の保護のための代表訴訟指令案を公表した²。これを受けて、2020年11月25日、代表訴訟指令が制定され、EU加盟国は、2022年12月25日までに代表訴訟指令に従った国内法を整備し、2023年6月25日から代表訴訟指令に従った措置を実施することが求められていた³。

¹ 代表訴訟指令については、
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A02020L1828-20230502>

を参照。同指令の前文については、
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32020L1828>
を参照。

² 「消費者のためのニューディール」によるEU消費者保護ルールのより良い執行と現代化に関する指令案及び指令については、

https://www.bakermckenzie.co.jp/wp-content/uploads/2022/04/28_ClientAlert_Antitrust_Competition_J.pdf
を参照。

³ 各EU加盟国の国内法整備状況については、

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/NIM/?uri=celex:32020L1828>

を参照。2023年8月10日現在、Germany等の一部の国は、国内法の整備が未了である。



2009年に制定されていた消費者の利益の保護のための差止訴訟指令（Directive 2009/22/EC、以下「差止訴訟指令」）では、適格団体は、消費者の集団的利益を害するEU法違反の停止または禁止を主たる目的とする代表訴訟を提起することは可能であったが、当該差止訴訟指令では、消費者法の執行に関する課題に十分対応できず、グローバル化及びデジタル化がさらに進んだ市場における違法な活動の抑止を促進し、消費者被害を減らすためには、差止措置のみならず被害回復措置を含む消費者の集団的利益の保護のための手続制度を強化することが必要であるとされ、従前の差止訴訟指令を廃止し、新たに代表訴訟指令が制定された（前文(5)）。

3. 代表訴訟指令の概要

(1) 構成

代表訴訟指令は、趣旨や概要等を定めた前文79パラグラフ、本文26条（第1章「主題、適用範囲及び定義」、第2章「代表訴訟」、及び第3章「最終条項」）、違反した場合に代表訴訟の対象となるEU法を列記した附属書I、及び廃止された差止訴訟指令との対照表である附属書IIから構成されている。

(2) 内容

(7) 適用範囲

代表訴訟指令は、消費者⁴の集団的利益を害しまたは害するおそれのある附属書Iに列記されたEU法及びその国内法の規定に対する事業者⁵の違反に対する代表訴訟に適用される（第2条1項）。

附属書Iには、消費者が広くよりデジタル化された市場で活動をしている実情を踏まえ、高い水準での消費者保護のため、一般消費者法に加えて、データ保護、金融サービス、旅行及び観光、エネルギー、並びに電気通信に関する分野等が含まれている（前文(13)）。

なおEU加盟国は、附属書I以外の分野についても、国内法で、代表訴訟指令を適用させることができる（前文(18)）。

(4) 適格団体


代表訴訟は、加盟国により代表訴訟を提起する資格を与えられた適格団体⁶が提起することができる（第4条1項）。

代表訴訟には、後述のとおり、国内代表訴訟と越境代表訴訟がある。国内代表訴訟を提起できる適格団体の適格要件は、EU加盟国がそれぞれ、代表訴訟が効果的かつ効率的に機能するため、代表訴訟指令の目的と合致する基準を定めることとされているが（第4条4項）、越境代表訴訟を提起できる適格団体の適格要件は、代表訴訟指令で一定の要件が定められており、法人格を有し12か月以上消費者の利益保護の公的活動を実施していることや、団体の

⁴ 消費者(consumer)とは、「その事業、業務、技能または職業以外の目的で活動する全ての自然人」をいう（第3条(1)）。

⁵ 事業者(trader)とは、「自然人または私的もしくは公的な所有であるかにかかわらず法人であって、その者の名においてもしくはその者に代わって活動するその他の者を含み、その者の事業、業務、技能または職業に関する目的のために活動する全ての者」をいう（第3条(2)）。

⁶ 適格団体(qualified entity)とは、「代表訴訟指令に従って代表訴訟を提起する資格を与えられた消費者の利益を代表する全ての組織または公共団体」をいう（第3条(4)）。



目的が附属書 I で列記する EU 法の消費者利益の保護に正当な利害を有すること等の要件を満たす必要がある（第 4 条 3 項）。

(ウ) 代表訴訟

適格団体は、EU 加盟国の裁判所または行政機関に対し、行為の停止または禁止を求める差止措置、及び賠償等の被害回復措置を求めて代表訴訟を提起することができる（第 7 条 1 項及び 4 項）。適格団体が認定された国で代表訴訟を提起する国内代表訴訟（第 3 条(6)）と認定された国以外の EU 加盟国で代表訴訟を提起する越境代表訴訟（第 3 条(7)）がある。なお、濫訴防止のため、裁判所及び行政機関は、明らかに理由のない事案については、国内法に従って、最も早い段階で、訴えを却下できることとされている（第 7 条 7 項）。

(エ) 差止措置

暫定的な差止措置と終局的な差止措置が認められている（第 8 条 1 項）。

差止措置の提起においては、適格団体は、個々の消費者から明示的な代理の意思表示を要することなく代表訴訟を提起することができ、また、個々の消費者の実際の損失や損害、事業者側の故意や過失を証明する必要はない（第 8 条 3 項）。

差止措置にかかる代表訴訟の手続きは、迅速に行われるべきこととされている（第 17 条）。

(オ) 被害回復措置

被害回復措置は、具体的には、賠償、修理・交換、代金減額、契約解除、支払済み代金の返還等の措置である（第 3 条(10)及び第 9 条 1 項）。懲罰的賠償請求は認められていない（前文(10)及び(42)）。

EU 加盟国は、国内法において、各消費者が適格団体に代理されるか、またその結果に拘束されるかについての意思表示の方法及びその時期を定めるとされており、各 EU 加盟国は、明示的な意思表示を必要とするオプトイン方式か、明示的な意思表示がない限り代理されその結果に拘束されるオプトアウト方式のいずれか、またはその両方を採用することが可能である（第 9 条 2 項及び前文(43)）。

ただし、代表訴訟が提起された国に居住していない消費者については、当該代表訴訟の結果に拘束されるためには、オプトイン方式でなければならないとされている（第 9 条 3 項）。

代表訴訟により代理された消費者は、同一の請求原因かつ同一の事業者に対する別の代表訴訟において代理されることはできず、個別の訴訟を提起することもできない。また賠償の支払いを二度受けることはできない（第 9 条 4 項）。

(カ) 被害回復措置にかかる訴訟の資金提供に関する規定

被害回復措置にかかる代表訴訟において第三者により資金提供を受けている場合には、利益相反を防止し、また、代表訴訟の提起または結果に経済的な利害関係を有する第三者により提供された資金によって、当該代表訴訟が消費者の集団的利益の保護からそれないようにしなければならず（第 10 条 1 項）、具体的には、和解等の適格団体の判断が、消費者の集団的利益に有害な方法で第三者から不当に影響を受けないことや、代表訴訟が、資金提供者の競争者を被告として、また資金提供者が依存する者を被告として提起されていないことを確保する必要があるとされている（第 10 条 2 項）。



(キ) 被害回復措置にかかる和解

被害回復措置にかかる和解においては、裁判所または行政機関は、関係する消費者等の全ての関係者の利益や権利を考慮し、国内法の強行法規に違反しまたは執行不能であるため承認を拒否すべきものでないかを審査する。また、EU加盟国は、国内法において、和解が不公平であることを理由に、裁判所や行政機関が承認を拒否することができる規定を定めることができる（第11条2項）。

承認された和解は、適格団体、事業者及び関係する消費者を拘束するが、EU加盟国は、国内法において、消費者に和解を受け入れるか拒否するかを判断する機会を与える規定を定めることができる（第11条4項）。

(ク) 手続費用に関する規定

濫訴防止のため、被害回復措置にかかる代表訴訟の敗訴当事者は、国内法に基づき、勝訴当事者が負担した手続費用を負担することとされている（第12条1項）。

また、被害回復措置にかかる代表訴訟に関係する消費者は、手続費用を負担することはないが、例外的に、当該消費者の故意または過失による行為の結果として生じた手続費用について支払いを求められる可能性がある（第12条2項及び3項）。

4. 終わりに

代表訴訟指令に基づき、EU加盟国の国内法の整備が進められ、今後益々消費者団体等による訴訟提起の流れは加速すると思われる。代表訴訟指令により、消費者団体等が被害回復措置を求めて代表訴訟を提起することが可能となり、越境代表訴訟も認められているため、代表訴訟を提起された場合の請求額は膨大となる可能性がある。EU内の消費者向けに製品やサービスを提供する日本企業は、代表訴訟指令附属書Iに列記された代表訴訟の対象となるEU法の遵守を改めて確認し、また、各加盟国が整備した国内法の内容を精査し、事前に十分な対応を取っておく必要がある。